

# 熊本県農業再生協議会

## 令和元年度第2回通常総会次第

日時：令和元年12月10日（火）10:00～

場所：JA熊本中央会会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人選任

5 議事

(1) 議案

第1号議案 令和2年産米の需給調整の取組について

第2号議案 熊本県農業再生協議会規約等の改正（案）について

(2) 報告事項

○ 令和元年度(2019年度)産地交付金の活用状況について

○ 令和元年度上半期内部監査報告について

6 閉会

# 熊本県農業再生協議会 令和元年度第2回通常総会 出席者名簿

令和元年12月10日

団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農業協同組合中央会	代表理事会長	宮本 隆幸	会長
熊本県農林水産部生産経営局	局 長	山下 浩次	副会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	加束 誠一	副会長
一般社団法人熊本県農業会議	会 長	森 日出輝	監事
熊本県主食集荷協同組合	参 事	村上 雅弘	代理出席
熊本県市長会	事務局長	白石 浩二	代理出席
熊本県農業共済組合	組合長理事	池田 裕之	

## 【事務局関係者等】

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農林水産部 生産経営局農産園芸課	課 長	下田 安幸	
	主幹(水田総合推進)	安武 智臣	
	参 事	渡邊 美弥子	
	技 師	香月 みなみ	
JA熊本経済連農産部	部 長	小島 裕二	
一般社団法人 熊本県農業会議	専務理事兼事務局長	下舞 睦哉	
JA熊本中央会・連合会 農政・営農支援センター	所 長	藤川 修朗	
	副所長	有田 英一	
	次 長	桑鶴 誠	
	主 任	本越 奈緒	
	参 与	山中 孝一	

出席者総数18名

## 令和2年産米の需給調整の取組について

米政策見直し2年目となった令和元年産米においては、前年に引き続き各地域で自らが描く「水田フル活用ビジョン」の実現に向けて取組んだ。

その結果、転作作物の定着がみられ、主食用米は、行政による生産数量目標配分がなくても、県全体の需要見込量の範囲内での生産が行われた。

令和2年産米の需給調整においては、平成28年12月15日に熊本県農業再生協議会で決議した取組の方向性及び平成29年12月14日同協議会で決議した基本方針に沿って、引き続き、下記のとおり実施することとする。

### 1 令和2年産の本県需要見込量について

各地域での需要に応じた生産の参考になるよう、平成29年産まで国が用いた「都道府県別の生産数量目標」の算定方法に基づき算定する。なお、県産米の需要見通しを勘案し、加算調整は行わないものとする。

令和2年産熊本県の需要見込量

= 国全体の主食用米等生産量 × 本県シェア (H27年産時) + 所要の加算調整

= 717万t × (189,310t/7,510,000t) + 0 = 180,739t (R元: 183,008t)

その面積換算値 = 35,232ha★ (R元: 35,674ha)

※面積換算値は県の基準単収(513kg/10a)で割り戻して算出

### 2 県全体及び地域農業再生協議会（地域協議会）別の作付目安について

#### (1) 県全体の作付目安

円滑な需給調整に資するよう、地域協議会（五木村含む）が策定する「水田フル活用ビジョン」に示された主食用米の作付目標面積を積上げ、本県需要見込量の面積換算値の範囲内で設定する。

令和2年産熊本県の作付目安

= 地域協議会（五木村を含む）の主食用米の作付目標面積の合計

= 33,133ha★

## (2) 地域協議会別の作付目安

地域協議会で策定する「水田フル活用ビジョン」に示された主食用米の作付目標面積を基本として設定し、地域協議会別に提示する。

### (i) 地域協議会別作付目安の算定

令和2年産地域協議会別作付目安

= 地域毎の水田フル活用ビジョンに掲げる令和2年産主食用米の作付目標面積

地域協議会別の作付目安は別紙一覧のとおり

### (ii) 令和2年産地域協議会別作付目安の具体的な提示方法

〇〇地域（市町村）農業再生協議会

作付目安：〇〇〇ha①（数量換算値：〇〇〇t②）

注①：地域毎の水田フル活用ビジョンに掲げる令和2年産主食用米の作付目標面積

注②：国の統計情報部が公表する直近の7中5の単収で換算

### (参考) 県全体の状況

令和2年産 県全体の需要見込量の面積換算値 35,232ha★

(数量換算値：180,739t)

令和2年産 県全体の作付目安 33,133ha☆

(数量換算値：169,868t)

(県全体の深掘見込 2,099ha)

## 3 作付目安の活用等について

### (1) 地域協議会の作付目安の活用について

各地域で、作付目安をもとに実際の作付実績等を分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているかの観点で検証するなど、「水田フル活用ビジョン」の見直し等に活用するものとする。

### (2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安の提示は、地域の実状に応じて地域協議会が決定することとする。

なお、必要に応じて、示された作付目安と前年の作付実績を全農業者に提示するなど、需給情報が伝わるよう留意するものとする。

令和2年産米の地域協議会別作付目安(案)

地域農業再生協議会等名	令和2年産米 作付目安(ha)	数量換算値(t)
熊本地域農業再生協議会	2,700	15,012
城南・富合地域農業再生協議会	830	4,665
植木町地域農業再生協議会	621	3,229
宇土市農業再生協議会	630	3,408
宇城市農業再生協議会	1,651	8,404
美里町農業再生協議会	435	2,066
荒尾市地域農業再生協議会	392	1,948
玉名市地域農業再生協議会	2,510	13,228
玉東町地域農業再生協議会	150	750
和水地域農業再生協議会	547	2,713
南関町農業再生協議会	415	2,087
長洲町農業再生協議会	294	1,532
山鹿市農業再生協議会	2,190	11,388
菊池市農業再生協議会	1,750	9,188
合志市農業再生協議会	296	1,521
大津町農業再生協議会	100	546
菊陽町農業再生協議会	143	775
阿蘇市地域農業再生協議会	2,300	11,477
南小国町地域農業再生協議会	222	1,068
小国町地域農業再生協議会	280	1,330
産山地域農業再生協議会	160	750
高森町地域農業再生協議会	172	853
南阿蘇村地域農業再生協議会	965	5,028
西原村地域農業再生協議会	100	522
御船町地域農業再生協議会	540	2,867
嘉島町地域農業再生協議会	346	1,900
益城町農業再生協議会	800	4,264
甲佐町地域農業再生協議会	411	2,182
山都地域農業再生協議会	1,300	6,448
八代市農業再生協議会	3,600	18,540
水川町農業再生協議会	420	2,297
水俣芦北地域農業再生協議会	700	3,311
人吉市農業再生協議会	453	2,283
錦町農業再生協議会	500	2,535
あさぎり町地域農業再生協議会	950	4,836
多良木町農業再生協議会	647	3,222
湯前町農業再生協議会	290	1,438
水上村農業再生協議会	144	690
相良村農業再生協議会	205	982
五木村	10	40
山江村農業再生協議会	130	616
球磨村農業再生協議会	100	449
天草市農業再生協議会	1,350	5,805
上天草市地域農業再生協議会	230	994
苓北町農業再生協議会	154	681
県計	33,133	169,868

※水俣・芦北地域農業再生協議会は、それぞれの市町単収の7中5平均を加重平均して数量換算



## 熊本県農業再生協議会規約等の改正（案）について

## 1 改正の理由

熊本県農業協同組合中央会の組織再編による改正

## 2 改正点

名称	改正内容等
1 規約	<p>○第7条中「熊本県農業協同組合中央会会長」を「熊本県農業協同組合中央会代表理事会長」に改める</p> <p>○第18条中「熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長」を「熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長」に改める</p>
2 事務処理 規程	<p>○第3条中「熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長」を「熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長」に改める</p>
3 会計処理 規程	<p>○第8条中「熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長」を「熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長」に改める</p>
4 文書取扱 規程	<p>○第5条中「熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長」を「熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長」に改める</p>





「熊本県農業再生協議会規約」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>第3章 役員等</p> <p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>2 会長は熊本県農業協同組合中央会代表理事会長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は熊本県経済農業協同組合連合会代表理事会長及び熊本県農林水産部生産経営局長をもって充てる。</p> <p>4 監事は熊本県主食集荷協同組合理事会長及び熊本県農業会議会長をもって充てる。</p> <p>第5章 幹事会</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第20条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 熊本県農業協同組合中央会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長</p> <p>(3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(4) 熊本県主食集荷協同組合 参事</p> <p>(5) 熊本県農業共済組合 参事</p> <p>(6) 熊本県農業会議 事務局長</p> <p>(7) 熊本県市長会 事務局長</p> <p>(8) 熊本県町村会 事務局長</p> <p>3 幹事の中から幹事長を互選する。</p> <p>4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。</p> <p>附則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>22 この規約は、令和元年12月10日に一部改正する。</p>	<p>第3章 役員等</p> <p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>2 会長は熊本県農業協同組合中央会会長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は熊本県経済農業協同組合連合会代表理事会長及び熊本県農林水産部生産経営局長をもって充てる。</p> <p>4 監事は熊本県主食集荷協同組合理事会長及び熊本県農業会議会長をもって充てる。</p> <p>第5章 幹事会</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第20条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長</p> <p>(3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(4) 熊本県主食集荷協同組合 参事</p> <p>(5) 熊本県農業共済組合 参事</p> <p>(6) 熊本県農業会議 事務局長</p> <p>(7) 熊本県市長会 事務局長</p> <p>(8) 熊本県町村会 事務局長</p> <p>3 幹事の中から幹事長を互選する。</p> <p>4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。</p> <p>附則</p> <p>1～21 (略)</p>

「熊本県農業再生協議会事務処理規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p>	<p>(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p>
<p>附 則 1～14 (略) 15 この規約は、令和 年 月 日に一部改正する。</p>	<p>附 則 1～14 (略)</p>

「熊本県農業再生協議会会計処理規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 【経理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 同上</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 同上</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 同上</p> <p>(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上</p> <p>2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。</p> <p>附 則 1～15 (略)</p> <p>16 この規約は、令和元年12月10日に一部改正する。</p>	<p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 【経理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 同上</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 同上</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 同上</p> <p>(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上</p> <p>2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。</p> <p>附 則 1～15 (略)</p>

「熊本県農業再生協議会文書取扱規程」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程 (以下「事務処理規程」という。) 第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】 【文書管理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～16 (略)</p> <p>17 この規約は、令和元年12月10日に一部改正する。</p>	<p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程 (以下「事務処理規程」という。) 第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】 【文書管理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～16 (略)</p>

# 令和元年度（2019年度）産地交付金の活用状況について

R1. 12. 10 熊本県農産園芸課

## 1 国から県への配分

- 令和元年度（2019年度）産地交付金の当初配分は、国において1割（404百万円<sup>④</sup>）を留保したうえで、本県には3,636百万円<sup>①</sup>が配分（うち、県設定364百万円<sup>②</sup>、地域設定3,272百万円<sup>③</sup>）。
- 飼料用米、加工用米、米粉用米等の更なる推進を図るため、国留保分が前倒し（6、8月）で解除され、傾斜配分の上乗せを含む412百万円<sup>④</sup>が配分。
- 取組に応じた助成等の追加配分（「高収益作物等拡大加算」、「飼料用米・米粉用米に係る多収品種の取組」等）として193百万円<sup>⑤</sup>が配分。

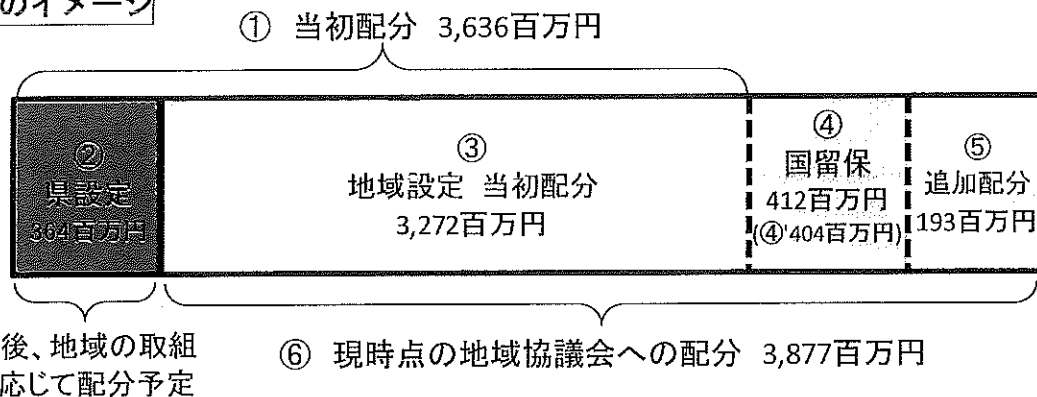
## 2 県から地域への配分

- 本県では地域の主体的な取組を後押しする観点から平成30年度（2018年度）に県設定を廃止したが、国の制度改正を受け、令和元年度（2019年度）は当初配分の1割（364百万円<sup>②</sup>）を県設定とした。→県設定分の活用については次項目で説明。
- 県設定分以外の地域設定（当初配分）及び国留保、追加配分については全額（3,877百万円<sup>⑥</sup>）地域へ配分した。

※国留保について

国留保が解除された場合は、原則、国の配分方法を参考に地域へ配分するとしていたが、国から傾斜配分の方法が提示されなかったため、当初配分と同じ配分シェアで按分し、配分した。

### 活用方法のイメージ



## 3 県設定分（364百万円）の活用について

### 県設定の支援内容

番号	支援内容	対象作物	概要	単価※
1	担い手加算	麦 大豆	戦略作物に積極的に取り組む担い手の集積及び規模拡大を図るため、認定農業者等の作付を支援。	3,000 円/10a
2	生産性向上加算	米粉用米 飼料用米	7割以上で多収品種が導入されているが単収が低い状況にある。そのため単収向上に向けた肥培管理を支援。	5,000 円/10a
3	安定供給助成	加工用米	県内を中心にした需要者との安定取引を推進するため、複数年契約に基づく作付を支援。	10,000 円/10a

※調整方法：申請額が県設定額を超過した場合、又は残余が発生した場合には「安定供給助成」の単価を維持し、「担い手加算」「生産性向上加算」の単価を一律に減額、又は増額調整する。

(1) 取組状況

- 取組見込み面積については、概ね計画通りだが、安定供給助成（加工用米）については、地域協議会から農家への周知が遅れたことにより契約に間に合わず、取組面積が想定よりも減少した。  
→今年度契約が間に合わなかった地域については、来年度は取組む意向。
- 活用予定額については、実績面積に応じて前ページ※の方法で交付単価を調整する。

(2) 地域協議会へのアンケート及び巡回ヒアリング結果（表1参照）

- 意見があった協議会は生産性向上加算の施肥設計についてであった。

表1. 生産性向上加算についての意見 4 協議会（宇城市、玉名市、合志市、菊陽町）

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 堆肥、肥料の要件について、倒伏等の恐れがあるため難しい。また、野菜等との組合せで施肥設計をするため、増肥できない場合がある。</li><li>・ 窒素分量は堆肥散布に加えて実施するには多すぎないかを検討した上で、助成継続が望まれている。</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本県では飼料用米、米粉用米の平均単収が低いため、単収が低い農家の底上げを目的とした用途であり、単収向上に向け、適切な施肥を行ってもらうために肥料代等の掛かり増し経費を支援するものである。</li><li>・ また、施肥設計については県農研センターや国の公表資料を基に設計をしている。</li></ul>



# 令和元年度上半期内部監査報告書

熊本県農業再生協議会  
会長 宮本隆幸様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第5条に基づき、その顛末を報告します。

令和元年10月30日  
熊本県農業再生協議会  
内部監査委員

(責任者) 西山 貴範



山本 裕之



## 記

### 1 監査人氏名

(責任者) JA熊本中央会 JA総合支援部 次長 西山 貴範  
JA熊本中央会 JA総合支援部 調査役 山本 裕之

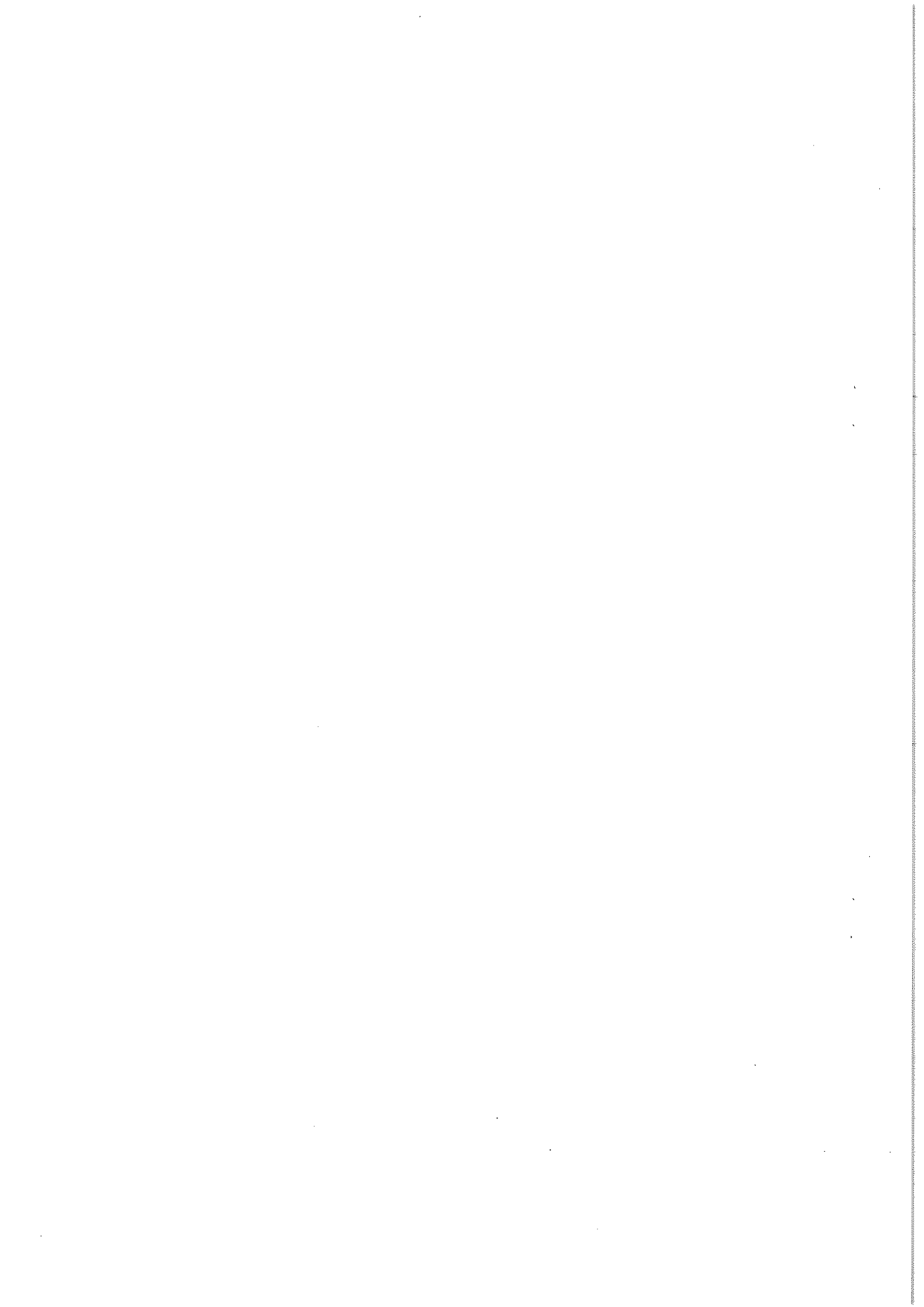
### 2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
令和元年度	平成31年4月1日～ 令和元年9月30日	令和元年9月30日	熊本県農業再生協議会 の業務及び資金管理

### 3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されていました。

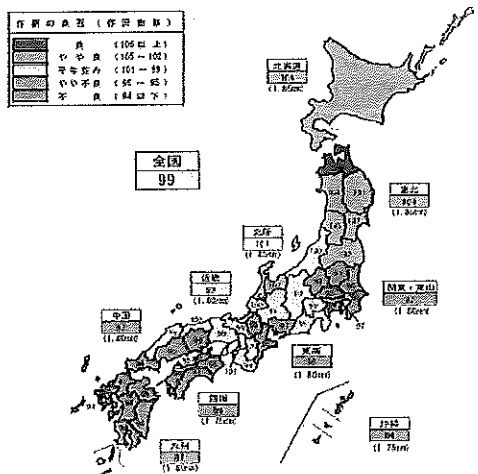
以上





全国及び本県における主食用米の状況等について

1. 全国における主食用米の状況

項目	内容																														
各都道府県の作付動向	<p>令和元年産主食用米の作付面積は対前年で増加 10 県、減少 37 県                      全体では 137.9 万 ha (前年差▲0.7 万 ha)</p> <p>令和元年産の水田における都道府県別の作付状況 (令和元年 10 月 15 日現在)</p>																														
作柄概況	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  <p>作柄の良否 (作付率等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良 (105以上)</li> <li>やや良 (101-104)</li> <li>平均値 (101-99)</li> <li>やや不良 (96-95)</li> <li>不良 (91以下)</li> </ul> <p>全国 99</p> </div> <div style="flex: 2; padding-left: 20px;"> <p>令和元年産主食用米の                          予想収穫量は 727.0 万 t                          (前年差-5.7 万 t)</p> <p>全国の作況指数は 99                          (農家等が使用している                          ふるい目幅ベース)。</p> <p>令和元年産水稲の作付面積及び                          予想収穫量 (10 月 15 日現在)</p> </div> </div>																														
需給実績・見通し	<p>平成 30/令和元年需要実績 (確定値) <span style="float: right;">735 万 t</span></p> <p>令和元/2 年の主食用米等の需給見通し (単位: 万 t)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和元年 6 月末在庫量</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">189</td> </tr> <tr> <td>令和元年産主食用米等生産量</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">727</td> </tr> <tr> <td>令和元/2 年主食用米等供給量計</td> <td style="text-align: center;">C = A + B</td> <td style="text-align: right;">916</td> </tr> <tr> <td>令和元/2 年主食用米等需要量</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">727</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 6 月末民間在庫量</td> <td style="text-align: center;">E = C - D</td> <td style="text-align: right;">189</td> </tr> </table> <p>令和 2/3 年の主食用米等の需給見通し (単位: 万 t)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和 2 年 6 月末在庫量</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">189</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年産主食用米等生産量</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">708~717</td> </tr> <tr> <td>令和 2/3 年主食用米等供給量計</td> <td style="text-align: center;">C = A + B</td> <td style="text-align: right;">897~906</td> </tr> <tr> <td>令和 2/3 年主食用米等需要量</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">717</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 6 月末民間在庫量</td> <td style="text-align: center;">E = C - D</td> <td style="text-align: right;">180~189</td> </tr> </table> <p><b>【参考】令和元/2 年→令和 2/3 年産米の需要量減少率: 98.6%</b></p> <p>「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」(令和元年 11 月改定)</p>	令和元年 6 月末在庫量	A	189	令和元年産主食用米等生産量	B	727	令和元/2 年主食用米等供給量計	C = A + B	916	令和元/2 年主食用米等需要量	D	727	令和 2 年 6 月末民間在庫量	E = C - D	189	令和 2 年 6 月末在庫量	A	189	令和 2 年産主食用米等生産量	B	708~717	令和 2/3 年主食用米等供給量計	C = A + B	897~906	令和 2/3 年主食用米等需要量	D	717	令和 3 年 6 月末民間在庫量	E = C - D	180~189
令和元年 6 月末在庫量	A	189																													
令和元年産主食用米等生産量	B	727																													
令和元/2 年主食用米等供給量計	C = A + B	916																													
令和元/2 年主食用米等需要量	D	727																													
令和 2 年 6 月末民間在庫量	E = C - D	189																													
令和 2 年 6 月末在庫量	A	189																													
令和 2 年産主食用米等生産量	B	708~717																													
令和 2/3 年主食用米等供給量計	C = A + B	897~906																													
令和 2/3 年主食用米等需要量	D	717																													
令和 3 年 6 月末民間在庫量	E = C - D	180~189																													

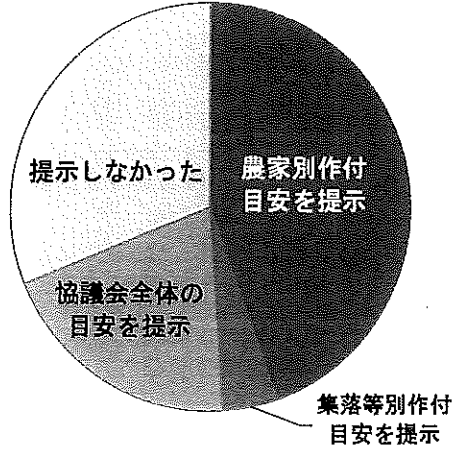
相対取引価格	<p>平成 30 年産の出回り～令和元年 8 月までの全銘柄平均価格は 15,686 円（前年同月比 101%）。</p> <p>平成 30 年産米の相対取引価格・数量（令和元年 8 月）（速報）</p> <p>令和元年産の出回り～10 月までの全銘柄平均価格は 15,727 円（前年同月比 100%）</p> <p>令和元年産米の相対取引価格・数量（令和元年 10 月）（速報）</p>
米取引関係者の業況判断	<p><b>■主食用米の需給動向</b></p> <p>ア. 現状判断 D I 49（前月からの増減 +1）</p> <p>イ. 見通し判断 D I 47（前月からの増減 +6）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※DI (Diffusion Index) アンケート回答者の判断や方向性を指数化したもの。          ※ 当月の数値が前月と比較し 100 に近づけば、「締まっている」/「(将来)締まる」という見方が前月より強くなり、反対に 0 に近づけば、「緩んでいる」/「(将来)緩む」という見方が前月より強くなった傾向を示す。</p> </div> <p><b>■主食用米の米価水準</b></p> <p>ア. 現状判断 D I 67（前月からの増減 -3）</p> <p>イ. 見通し判断 D I 54（前月からの増減 +2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 当月の数値が前月と比較し 100 に近づけば、「米価水準が高い」/「米価水準が高くなる」という見方が前月より強くなり、反対に 0 に近づけば、「米価水準が低くなる」という見方が前月より強くなった傾向を示す。</p> </div> <p>（公社）米穀安定供給確保支援機構「米取引関係者の判断に関する調査結果（令和元年 10 月分）」</p> <p>11 月 7 日公表</p>

## 2. 本県における主食用米の状況、作付目安の取扱い状況

項目	内容
作付動向	<p>令和元年産主食用米の作付面積は            対前年で増加 17 協議会、前年同 1 村、減少 27 協議会。            全体では 32,300ha（前年実績比 100%）</p> <p>熊本県の令和元年産の水田における作付状況（10 月 15 日現在）</p>
作柄概況	<p>本県の作況は 94 で「不良」</p> <p>本県における主食用米の予想収穫量は 156,300 t となり、前年産に比べ 14,600 t の減少が見込まれる（前年比 91%）。</p> <p>令和元年産水稻の作付面積及び予想収穫量（10 月 15 日現在）（九州）</p>
相対取引価格	<p>平成 30 年産の出回り～令和元年 8 月までの本県産ヒノヒカリ平均価格は 15,147 円（前年同月比 102%）、コシヒカリは 15,719 円（同 101%）。</p> <p>平成 30 年産米の相対取引価格・数量（令和元年 8 月）（速報）</p> <p>令和元年産の出回り～10 月までの本県産ヒノヒカリ平均価格は 14,770 円（前年同月比 98%）、コシヒカリは 15,719 円（同 100%）。</p> <p>令和元年産米の相対取引価格・数量（令和元年 10 月）（速報）</p>

作付目安の  
取扱い

地域協議会から農業者への作付目安の提示状況は、4割以上が農業者  
別目安を提示したのに対し、3割は目安の提示を行わなかった。



地域農業再生協議会  
アンケート調査  
(7~8月実施)



<平成29年12月14日 県農業再生協議会総会決議事項>

## 平成30年以降の本県産米の需要見込量並びに 作付目安の基本方針について

平成30年以降の需給調整に対する取組みは、平成28年12月15日、熊本県農業再生協議会総会の決議事項に沿って、円滑な需給調整に資するため、本県産米の需要見込量と作付目安に係る基本方針を下記のとおり定める。

なお、この基本方針は、原則として平成30年産から平成32年産までの3年間を適用期間とする。

### 1 本県需要見込量と県全体の作付目安について

#### (1) 本県需要見込量

本県需要見込量は、各地域での需要に応じた生産の参考となるよう、平成29年産まで国が用いた「都道府県別の生産数量目標」の算定方法に基づき算定する。なお、県産米の需要見通しを踏まえて、所要の加算調整を行うことができるものとする。

#### (2) 県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な需給調整に資するよう、地域農業再生協議会（五木村を含む）（以下「地域協議会」という。）が策定する「水田フル活用ビジョン」に示された主食用米の目標作付面積に基づき算定する。

### 2 地域協議会別の作付目安について

地域協議会別の作付目安は、本県需要見込量の範囲内で、地域協議会で策定する「水田フル活用ビジョン」に示された主食用米の目標作付面積を基本として算定し提示する。

### 3 平成30年産の本県米の需要見込量並びに地域協議会別作付目安の算定、提示について

#### (1) 平成30年産の熊本県需要見込量の算定

平成30年産の熊本県需要見込量は以下のとおり

平成30年産熊本県の需要見込量

= 国全体の主食用米等生産量 × 本県シェア + 所要の加算調整

※本年は国と県の需要見通し傾向がほぼ同様のため「所要の加算調整」は無し

= 735万トン × (189,317/7,510,000) + 0 = 185,277 t

その面積換算値 = 36,116 ha

※面積換算値は県の基準反収 (513kg/10a) で割り戻して算出

(参考)

国全体の平成30年産米主食用等生産量 = 735万トン (前年の生産数量目標と同じ)

平成29年度熊本県の生産数量目標 : 185,277 t (36,116 ha)

(2) 平成30年産地域協議会別作付目安の算定及び提示について

①地域協議会別の作付目安の算出方法

平成30年産地域協議会別作付目安  
＝ 地域毎の水田フル活用ビジョンに掲げる主食用米の目標作付面積  
  
地域協議会別の作付目安は別紙一覧のとおり

②地域協議会への具体的な提示方法

〇〇町農業再生協議会

作付目安：〇〇〇ha①（数量換算値：〇〇〇t②）

注①：地域水田フル活用ビジョンのH30年の主食用米の目標作付面積

注②：国の統計情報部が公表する直近の7中5の単収で換算

(参考)

県全体の状況

平成30年産 県全体の需要見込量 36,116ha（数量換算値：185,277t）

平成30年産 県全体の作付目安 33,844ha（数量換算値：172,121t）

（県全体の深堀見込 2,272ha）

4 作付目安の活用等について

(1) 地域協議会の作付目安の活用について

地域協議会の作付目安については、各地域で、作付目安を起点とした実際の作付実績等を分析し、地域自ら需要に応じた生産が行える観点で検証するなど、「水田フル活用ビジョン」の見直し等に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安の提示は、地域の実状に応じて地域協議会が決定することとする。

なお、必要に応じて、示された作付目安と前年の作付実績を全農家に提示するなど、需要情報が生産者に伝わるよう留意するものとする。

<平成28年12月15日 県農業再生協議会総会決議事項>

## 平成30年以降の需給調整に対する取組の方向性について

国は、30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を行うこととしており、平成29年産をもって行政による最後の配分とされたところ。

そのため、県農業再生協議会では、平成30年産に向けて、県内の主食用米の需要に応じた生産と、非主食用米や大豆等の作付けによる水田のフル活用を着実に進めるため、以下の方向性により地域と連携・協力しながら対応することとする。

### 1 本県における取組の方向性

#### (1) 基本的な考え方

本県では、各地域において、多様な生産環境により地域の強みや特徴を生かした水田農業が展開されている。その多様性を安定的かつ発展的に進めていくため、地域自らが描く作付ビジョンの着実な推進を図り、併せて、需要に応じた主食用米の生産となるよう関係機関が連携して取り組む。

#### (2) 取組主体

農業再生協議会（県・地域）

#### (3) 需給調整への取組方法

平成30年産に向け以下の方法により需給調整に取り組む

- ① 県段階から地域（市町村）段階に対し主食用米の作付目安を提示する
- ② 県段階で提示する作付目安は、地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に示す主食用米の作付計画値を基本とする
- ③ 地域（市町村）段階では、実情に応じて方針作成者や農業者へ作付目安を提示する

#### (4) 「水田フル活用ビジョン」の策定

地域農業再生協議会は、毎年策定する「水田フル活用ビジョン」に今後3年間の主食用米や戦略作物等の作付計画を明記する。

なお、作付計画の算定に当たっては、以下の事項について把握・分析を行い、地域の主食用米の位置づけを検討する。

- 農業者の作付希望
- 方針作成者（JA、集荷業者）の集荷計画や販売計画
- 地域（市町村）の土地利用の現状と今後の利用計画

### 2 目指すべき姿

地域自らが、米の販売実績等を前提に農業者の作付ニーズや土地利用計画等を勘案し、地域自らが水稻の作付計画を策定し、計画に基づく生産を推進する。

併せて、県下全地域の作付計画の合計値が、本県産米の需要見込量を超えないよう県段階で助言する。